



平成30年度 呉服元町賑わい創出活動募集概要

呉服元町一带に日常的な賑わいを創出するため、呉服町名店街を会場とした活動を募集します。

1. 目的

平成30年3月17日から始まった「肥前さが幕末博覧会」により、日常の来街者が増えつつある呉服元町(特にオランダハウス・656広場周辺)一带の賑わいを恒常化することを目的とします。その目的を達成するために、一過性のイベントではなく、呉服町名店街を会場とした日常的・継続的な賑わい創出活動を公募します。

2. 応募資格

- 法人その他の団体(個人は不可)
 - 佐賀市内に本店(主たる事務所)を置く者
- ※上記は一部抜粋

3. 提案条件

- (1) 内容
 - ア. 自ら企画したもの
 - イ. 会場とする場所の設置目的・規定等に反しないもの
 - ウ. 会場一带との連携を図るため、消耗品や備品、材料等は、近隣商店で調達すること。但し、近隣商店で調達できないものは、この限りではない。
 - エ. 公序良俗に反しないもの
 - オ. 政治的活動又は宗教的活動ではないもの
 - カ. 営利を主な目的とするものでないもの ※イベントの一部として物販は可
 - キ. 一過性のイベントでないもの
 - ク. 不当に参加者を制限しないもの
 - ケ. 公共活動等の公共政策に反しないもの
- (2) 会場 呉服町名店街の任意の場所
- (3) 実施日 平成30年11月1日(木)～平成31年2月28日(木)
上記の期間で、1カ月以上継続すること

4. 予算

- (1) 提案上限額 500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)
- (2) 対象経費
賑わい創出活動の実施に直接必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費、広告料等)、委託料並びに使用料及び賃借料
※需用費のうち、食糧費は対象外
※旅費は、賑わい創出活動の実施に必要な招聘者へ支出するもののみが対象
※備品購入費等の財産取得に関する経費は対象外

5. 応募方法

- 応募に必要な書類はユマニテさがホームページよりダウンロードし、必要事項を記入の上、下記の提出場所まで郵送又は持参してください。
- (1) 提出期限 平成30年10月5日(金)午後5時 必着
 - (2) 提出場所 〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階
特定非営利活動法人 まちづくり機構ユマニテさが

6. 選定方法

- 資格審査と本審査、書類による2段階選考です。
- (1) 資格審査 応募資格を有しているか、申請書類に不備はないか。
 - (2) 本審査 企画提案の内容を、審査基準により審査。

7. 選定結果の通知

契約予定者の選定後、1週間以内に文書にて通知(10月中旬～下旬)尚、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

掲載内容は募集要項の抜粋です。下記ホームページにある募集要項を必ずご確認ください。